

里親になりませんか
あなたを必要としてる子どもがいます

私たちの身近には、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもたちがいます。児童養護施設・乳児院などで暮らしている子どもは、全国で3万人以上います。子どもが健やかで自分らしい生き方を目指す大人になるには、地域社会に根差した本物の家庭での関りが必要です。ごく当たり前の家庭や大人との交流を経験することで将来自分が社会に出たときにすべき行動を学ぶことができます。子どもたちを家族の一員として温かく迎え入れ、深い愛情と正しい理解を持って育ててくれる「里親」を求めています。



▼里親の種類

▽養育里親 子どもが18歳になるまで、あるいは家庭に戻れるようになるまでの間、子どもを育てます。

▽専門里親 虐待などにより心身に有害な影響を受けた子ども等、特に支援が必要な子どもを育てます。

▽養子縁組里親 親が養育できない子どもを養子縁組を前提として育てます。

▽親族里親 子どもの3親等以内の親族による里親です。

▽週末・季節里親 週末や正月・夏休みなどに、児童養護施設の子どもたちを一時的に預かります。

▼里親に支給される費用
一般生活費(子どもの食費や被服費などを賄う費用)と里親手当が支給されます。

▼里親になるには
事前に研修を受講し、里親申請を行います。詳細は問い合わせてください。

《問合せ》豊岡子ども家庭センター ☎22-4314

10月は『臓器移植普及推進月間』です
臓器移植について考えてみませんか

臓器を提供する。移植を受ける。

私たちはいつ、どちらの立場になるかわかりません。一人一人が家族と話し、意思を表すことが大切です。

臓器移植は病気や事故によって臓器が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

臓器移植は、第三者の善意によって成り立つ医療です。一人一人が臓器移植について考えてみませんか。



移植医療のシンボル「グリーンリボン」

- ①自分の臓器提供に関する意思をカードなどに記入し携帯しましょう。
- ②記入した意思是家族へ伝え、家族署名欄がある場合は家族から署名をもらおうと良いでしょう。
- ③意思は何度でも変更できます。
- ④意思表示欄があらかじめ設置されている健康保険証や運転免許証も増えています。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

【被保険者証の裏面の意思表示欄】

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で提示してください。

住所

備考

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した状態のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

【又は○を囲んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・胆嚢】

【特記欄： 署名年月日 年 月 日】

本人署名(白墨)： 家族署名(白墨)：

【運転免許証の意思表示欄】

備考

以下の欄を利用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した状態のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

【又は○を囲んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・腎臓(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・胆嚢】

【特記欄： 署名年月日 年 月 日】

【家族署名(白墨) 署名年月日 年 月 日】

豊岡地域木造家屋密集街区防災訓練を実施

豊岡消防署では、地域住民および各関係機関と協力し、木造建物が密集した地区(木造家屋密集街区)で、地域防災力の強化を図ることを目的とした防災訓練を実施します。

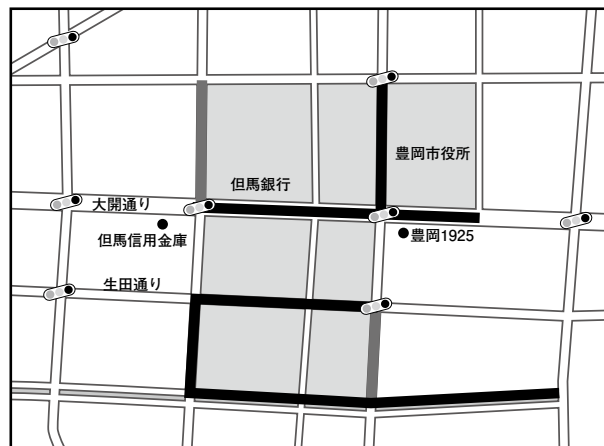
訓練日時 10月20日(日)
午前8時から9時30分まで
(雨天中止の場合あり)

▼内容 木造家屋密集街区内での大規模火災を想定し、消防本部および消防団を中心に消火活動を行うとともに、各関係機関が協力して住民や観光客の避難および安全確保に当たる。

協力をお願いします

訓練実施中は、千代田町(ふれあい公設市場周辺)・大開西区・大開東区・生田西区・生田東区・御陵区周辺の区間を車両通行規制します。迷惑をお掛けしますが、協力をお願いします。

《訓練範囲および規制区間》



■ 訓練範囲 ■ 一部規制 ■ 車両通行止め

通行規制時間 午前7時45分から9時30分まで

《問合せ》豊岡消防署 ☎24-8039

固定資産に異動があった場合は申し出てください

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

2019年中に次のような異動があった場合には、必ず申し出てください。

- ①土地の利用状況の変更(例・・・畑を埋め立てて資材置場にした など)
- ②家屋の新築、増築、取り壊し(例・・・住宅を取り壊した、倉庫を増築した など)
- ③家屋の用途変更(例・・・店舗を専用住宅に変更した など)
- ④登記をしていない家屋の所有者の変更
- ⑤その他 今年4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更が生じた など

※登記が完了した場合には、異動の申し出は不要です。

※異動内容は、2020年度分の課税から反映されます。

償却資産の申告をしましょう!

2019年度の申告がまだの方は、至急申告してください。

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでい

る方が、その事業のために所有している資産(構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具・備品 など)のことです。市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。

※耐用年数を経過したもの、前年度から増減がない場合や該当する資産がない場合でも、事業を営んでいる限り、毎年申告が必要です。

※2019年1月2日以降に新たに該当資産を取得した方は、20年度分から申告してください。

駐車場や共同住宅などの不動産賃貸業を営んでいる方へ

次のような事業用資産(ただし、家屋の評価に含まれないもの)を所有している方は、申告が必要です。

駐車場のアスファルト舗装、フェンス、側溝、受変電設備、外灯(屋外配線)、集合郵便受け、家具付マンションにおける備品 など

《問合せ》税務課 ☎21-9046 または各振興局市民福祉課